

【情報提供】バリ州が徴収を予定している「外国人観光客徴収金（観光税）」
（その2）

令和6年2月7日（総24第5号）
在デンパサール日本国総領事館

バリ州政府が2024年2月14日から徴収を開始する観光税について、当館ホームページ内に専用ページ（https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr-ja/11_000001_00869.html）を設けました。関連情報はこのページに掲載します。

1月24日付け領事メールでお知らせをした時点からの主な変更・追加の事項は以下のとおりです。

1. 「Love Bali（ラブ・バリ）」システムの稼働
2. 観光税に関するバリ州観光局の問い合わせ窓口
3. よくある質問と回答

現時点では確定していない事項が多く、運用開始当初は混乱が発生する可能性があります。空港等での移動等については十分な時間的な余裕をもって行動されることをお勧めいたします。

（了）